

学校法人新潟平成学院役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人新潟平成学院寄附行為第38条の規定に基づき、学校法人新潟平成学院役員等の報酬について定める。

2 ここに言う役員とは、常勤の理事（専任）及び常勤の監事（専任）のことを言う。

3 非常勤の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、費用弁償については第6条の定めを適用する。

(報酬等の範囲)

第2条 報酬等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 賞与

(3) 費用弁償

(本俸の支給日)

第3条 本俸は、毎月25日に支給する。

2 前項の支給日が休日に当るときは、その前日に支給する。

(報酬の計算の特例)

第4条 報酬が月の中途において増減があったとき又は新たに就任した月は、増減決定の日又は就任の日から起算し、日割りにより計算する。ただし、退任又は死亡した月の報酬は、当月分全額を支給する。

(本俸・賞与の基準)

第5条 本俸及び賞与の額については、別表(1)に定める役員報酬基準に基づき、評議員会の承認を得て、理事会において決定する。

(手当・費用弁償)

第6条 費用弁償の対象とその額は、別表(2)に定めるとおりとする。

(特別功労金)

第7条 本法人のため特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事長は理事会において決定した額の功労金を、その在任中に支給することができる。

(細則の制定)

第8条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、別に細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

学校法人新潟平成学院役員等報酬基準

別表（１） 役員報酬の基準

職名	項目	本 俸	賞 与	職務手当
理事長（専任）		国家公務員給与指定職俸給表５号の額を上限とする	学校法人新潟平成学院教職員給与規程に準拠する	—
理事（専任） 監事（専任）		国家公務員給与指定職俸給表２号の額を上限とする	同上	—

※ この役員には、扶養手当，住宅手当，その他手当は支給しない。

別表（２） 費用弁償 (単位：円)

職名	項目	費用弁償（会議等出席旅費）	
(学外) 理事，監事，評議員	市内	10,000	
	市外（県内）	15,000	
	県外	30,000	
(学内) 理事長 理事，監事，評議員	学校法人新潟平成学院旅費規程に準拠する		

附則

この内規は，平成６年４月１日から施行する。

附則

この内規は，平成１２年６月３０日から施行する。

附則

この内規は，平成１８年４月１日から施行する。

附則

この内規は，平成２６年４月１日から施行する。

附則

この内規は，平成３０年４月１日から施行する。

附則

この内規は，令和２年４月１日から施行する。